

神奈川県土砂の適正処理に関する条例における 汚染土壌の取扱いについて

汚染土壌に関しては、土壌汚染対策法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「法令」）で規制されており、その手続を必要とするものですが、神奈川県土砂の適正処理に関する条例（以下「条例」）における汚染土壌の取扱いは、次のとおりとなっています。詳細は、各土木事務所等にご相談ください。

※ 「汚染土壌」とは、法令に基づき調査又は任意に実施した調査の結果、法令で定める特定有害物質又はダイオキシン類が基準に適合しない土壌をいいます。

《汚染土壌の搬出》

- 建設工事に伴って発生する土砂については、当該建設工事の区域外へ500 m³以上搬出する場合には、条例第4条第1項の規定に基づき処理計画（※）を作成して、知事（土木事務所長等）に届け出なければなりません。
- 汚染土壌についても、原則として、この処理計画の届出が必要となりますが、法令に基づき、次の手続がなされている場合で、指示措置による除去や搬出規制に係る事前届出がなされるものについては、条例の届出は不要です。

⇒ 法令に基づく一定規模（3,000 m²）以上の土地の形質変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると県知事等が認め、要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定（公示）がなされた場合

⇒ 自主調査において土壌汚染が判明するなどして、土地所有者等が法令に基づき県知事等に要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定を申請し、その指定（公示）がなされた場合

※ 処理計画は、土砂の搬出を開始する日から起算して20日前までの届出が必要です。汚染土壌の搬出で、判断しかねる場合は、法令の手続を示す書類をお持ちになるなどして土木事務所等にご相談ください。

《汚染土壌の搬入（埋立て等）》

- 条例では、土砂埋立行為を行う者は、第8条第3項の規定に基づき土砂埋立行為に適した土砂を用いるよう努めなければならないと規定しており、汚染土壌を使用しての埋立て等はありません。
- 神奈川県生活環境の保全等に関する条例でも、汚染土壌を使用して埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積を行ってはならないと規定しています。

問い合わせ先 神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課：045-210-6511

横須賀土木事務所：046-853-8800

平塚土木事務所：0463-22-2711

藤沢土木事務所：0466-26-2111

厚木土木事務所：046-223-1711

厚木土木事務所東部センター：0467-79-2800

厚木土木事務所津久井治水センター：042-784-1111

県西土木事務所：0465-83-5111

県西土木事務所小田原土木センター：0465-34-4141

横浜川崎治水事務所：045-411-2500

横浜川崎治水事務所川崎治水センター：044-932-7211

※ 相模原市、秦野市、伊勢原市及び南足柄市の区域では、土砂の搬入に関しては市条例が適用されます。

※ 横浜市域及び川崎市域には神奈川県生活環境の保全等に関する条例は適用されず、市条例が適用されます。